



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	義務教育費支出の地方間格差に関する実証的研究：学校建築費に注目して
Author(s)	大久保, 良次
Citation	公教育システム研究, 13, 1-21
Issue Date	2014-08-18
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/56771
Type	departmental bulletin paper
File Information	AA11562857_13_1-21.pdf



義務教育費支出の地方間格差に関する実証的研究

—学校建築費に注目して—

大久保 良次*

——目 次——

はじめに

I 先行研究と分析指標

1 先行研究と課題設定

2 分析指標

II 都道府県及び市町村間における義務教育費支出の差異

III 市町村教育費の分析（建築費以外）

1 文部科学省データによる分析

2 総務省データによる分析

(1) データの取り扱い

(2) データの分析

IV 市町村教育費の分析（建築費）

1 建築費と財政力指数

2 建築費中の補助金の割合と財政力指数

V まとめ

キーワード：教育財政、義務教育費、市町村教育費、地方間格差

はじめに

近年、あらゆる格差について言及されており、地方行財政にも依然として地方間格差が存在する。

どこに生まれようとも等しく受けられるはずの義務教育もその例外ではない。財務省の資料によれば、生徒一人当たり公教育費は増加傾向にあり、対 GDP 比における先進諸国との比較においても遜色ない値を示しており、一見すると義務教育の条件整備は整ったかにみえる。しかし、これらは、あくまで全国平均や一人当たり値を問題としたものであり、国内の状況については明らかにされていない。

実際に教育予算削減の中での学校配当予算と保護者負担の問題を指摘した研究では、青森市と横浜市の同規模程度の小学校の学校配当予算に 200 万円以上もの差があることが述べられている（植松 2009）。

*北海道大学大学院教育学院修士課程（教育行政学グループ）修了

確かに、国家政策の立案においては、その政策が国内全域に影響を及ぼすため、マクロな視点が必要であろう。

しかし、詳細に日本の姿を捉えるミクロな視点がなければ、実態に合った政策にはならない。本研究は、わが国の教育の姿を教育財政の立場から出来る限り詳細に描き出すことで、実際のわが国の姿に合った教育費のあり方を考えるための一助とすることを目指す。

I 先行研究と分析指標

1 先行研究と課題設定

地方間格差については、多くの分野が注目しており、「地域」や「格差」などのキーワードを含む論文や新聞記事が多数出されている。宮崎によれば、それらは、2004 年以降、特に大きく取り上げられるようになってきている（宮崎 2008）。地方財政を具体的に扱ったものとしては、大阪府内近郊の町村の財政状況を詳しく描いた重森、高林、や過疎自治体に焦点をあてた栗田、農村の財政が困窮していく構造を丁寧に扱った青木などがある。

しかし、その一方で、教育財政の地方間比較に西高東低という指標での分析を試みた西村が「教育費に関する研究は比較的少ない。それらの研究も多くは国家経費を対象としたもので、さらに経費効率を期しており、地方の教育費に分析対象をひろげるものはほとんど見当たらない。」と述べているように、そもそも地方教育費自体を取り上げてこなかった教育財政研究において、地方間格差を取り扱ったものは数少ない。そのような状況は今もあまり変わっていない（西村 1996）。しかし、そのような中でも次のような重要な研究が行われてきた。実際の教育費データから財政力による地方間格差を描き出そうとしたものとしては、伊藤、林、荻谷等の先行研究を挙げることが出来るが、これらが何を平等としているかには次のような違いがある。

地域間の財政的不均衡が「教育の機会均等」に正面から挑戦するものとして、事実的・確な認識を試みた伊藤は、学校教育費の不均衡を取扱う場合には生徒一人当たり教育費を用いるべきだとしており、次のように述べている（伊藤 1956）。

「不均衡を取扱う場合、一体何を単位として見るかが第一に問題となろう。行政区域が異なり、学校規模したがって児童・生徒数や教員数も違うのに、何を基準としてその不均衡を見るのか、という問題である。単に学校教育費の総額を比較しただけではわからない。結局、児童・生徒の単位経費をもって比較するのが妥当といえるだろう。」

そして、伊藤は、この生徒一人当たり教育費を指標にして人口規模別に市町村教育費の比較や都道府県間の教育費の比較を行った。その結果、市町村教育費については、人口規模が大きいところと小さいところとともに高い値を示しているが、その内訳には、人口規模が小さい市町村では資本的支出が影響し、人口規模が大きな市町村では医療費・給食費等の補助活動費に多くが支出されていることを明らかにしている（伊藤 1956）。

また戦後教育財政改革を「評価」することを試みた林でも地方間の教育財政の比較には生徒一人当たり教育費を指標にすべきだとして次のように述べている（林 1972）。

「しかし、いうまでもなく、もっとも正確な教育サービス水準の比較は児童生徒一人当りの支出、とりわけ消費的支出の水準比較によって与えられるそれであろう。」

そして林は、六・三制を中心とした新制度導入期である 1949 年と新制度導入が一段落

した時期である 1953 年及び 1958 年の生徒一人当たり教育費の分散度の推移や平衡交付金（のち地方交付税交付金）の調整効果を分析し、生徒一人当たり教育費の地域的な格差が 49 年度よりも 53 年度の方が縮まっているもののそれ以降の進歩はないことを明らかにした。これについて林は、国庫補助金の充実や六・三校舎建築が一段落したことによる市町村純負担分の格差の縮小や交付税による財政調整が行われた結果であるが、それ以上に都道府県支出金には地域的な格差があり、都道府県支出金が給与への支出を中心とすることを考えれば、長期的にみて市町村支出金の格差よりも深刻な意味を持っているとしている。

また、林でも、児童・生徒数の多寡という規模の効果が考慮されている面があるものの、やはり、地方間における児童・生徒一人当たり教育費の開きが問題とされており、（伊藤 1956）・（伊藤 1965）と同様に、同額配分への志向がみてとれる。これらは、生徒一人当たりの教育費を平等にするという考え方であった。教育費の地方間格差として、各自治体における児童・生徒一人当たりの教育費が平衡交付金や国庫負担金という財政調整を受けてもなお同額にならないことを問題にしており、自治体間における生徒一人当たり教育費の同額配分をもって平等としている。

そのため、分析の際に指標となるものが必要となってくるわけであるが、この点に関して先行研究では、その分析指標として常に“一人当たり教育費”が使用されてきた。

しかし、この“一人当たり値”については、日下部が「従来、地域統計指標の相対評価として扱われてきた数字は、例えば＜1 人当たり県民所得＞とか＜1 人当たり行政投資＞などのような＜1 人当たり値＞であるが、この＜1 人当たり値＞は、統計量を人口で除するという単純な統計的操作によって人口の大きい地域や小さい地域を過大評価したり過小評価したりする危険性を含むような数値であることに今まで疑問が持たれてこなかったのは重要な問題ではないだろうか。今日、小泉内閣のもとで様々な政治経済改革が企画され遂行されようとしているが、特に、地方交付税の削減問題論議の規定に、このような＜1 人当たり値＞を都市と地方で比較して“都市対地方”という構図が無意識のうちに醸成され、そしてその結果、“行政投資は地方に厚く、都市に少ない”、ひいては“地方交付税の過剰な再配分”という結論が下されたりする（例えば、赤井 2001 など）。しかし、このような＜1 人当たり値＞で都市と地方を比較することは、同じ土俵の上で横綱と幕下力士を闘わせるようなもので、＜一人あたり値＞というものは、そもそも“相対評価”に適切な統計量ではないのである。」と指摘しているように規模の効果により人口の過多によって評価が分かれる危険性があり、相対評価に適していない（日下部 2003）。また、地方間の比較の場合、当然、地理的な条件面などの地域性も考慮しなければならない。

一方、荻谷は、児童・生徒一人当たり教育費の差を問題としながらも、それまでの同額配分志向型とは違い、義務教育国庫負担と標準法によって規定される我が国の教育費の配分構造に着目しすることで、それまで財政力によって規定されてきた一人当たり教育費が、人口動態によって次第に逆転していくことで、教員配置を基本とした平等空間の創出である「面の平等」が達成されていく様を明らかにしている（荻谷 2009）。この「面の平等」を簡易に述べれば“均一空間の創出”のことであり、その説明を借りれば、次の通りである。

「均質的な空間と均質的な時間の創出を通じて、『平等』な資源配分の基盤とみなし、機会均等の概念を教育にあてはめる方式が見て取れる。『面の平等』と呼んだゆえんである。

均質な時間と空間を用意し、そこで繰り広げられる教育・学習においても、等量・等質をめざす。こうして、『普遍性・広範性・一般性に裏付けられた均一空間』として、『近代社会に特有の一元的空間を想定』し（殿岡 2004、144 頁）、その徹底を図ってきたのが、戦後日本の教育の標準化であった。」

そのため、荻谷は、その指標を“一人当たり値”としながらも単なる同額配分ではなく、配分される教育サービスの平等を問題としたものと言える。また、それまで長期時系列データを用い、我が国の教育費の配分構造を明らかにしてこなかった先行研究上、その意義は大きい。

しかし、荻谷が描き出したものは人件費であり、人件費以外の教育費については明らかにされていない。荻谷が描き出したのは、義務教育費国庫負担と義務教育標準法によって成立する教員配置の同一空間である。それをもって全てを語ることにには限界がある。第一、日本の義務教育費は、古くより、基礎自治体によって担われ、人件費が国と都道府県によって担われるようになってからも、学校運営は市町村によって担われているが、この市町村の負担部分については描ききれていない。そのため、教育財政における地方間格差の実態については、この市町村負担分についても検討を行う必要がある。

そこで、本研究では、多くの先行研究が分析の指標としてきた“一人当たり値”とは違った分析指標を用いて人件費以外の教育費について長期時系列データの検討を行い、我が国の教育費の姿をより正確に把握することを試みる。

2 分析指標

まずは、実際にデータ分析に入る前に、何を基準とするのかということを検討しておく必要があろう。基本的には、公教育費における地方間格差についての検討を行っていくわけであるが、それぞれの教育費の背景にはその教育費が支出される対象がある。何の基準もないままに単なる教育費の多寡を比較しても、そもそも規模の違う自治体の比較にはならず、そこに格差があるのかどうかもわからない。そのため、分析の際に指標となるものが必要となってくるわけであるが、この点に関して先に述べた通り、先行研究では、その分析指標として常に“一人当たり教育費”が使用されてきた。

しかし、この“一人当たり値”については、日下部が指摘しているように規模の効果により人口の過多によって評価が分かれる危険性があり、相対評価に適していない。また、地方間の比較の場合、当然、地理的な条件面などの地域性も考慮しなければならない。

そこで本研究においては、上記のような問題を孕んだ“一人当たり値”ではなく、各自自治体の規模によって想定される標準的な活動というものを指標に検討を行いたい。つまり、各自自治体間の単純な金額の比較ではなく、各自自治体において想定される標準的な活動を行った場合の教育費に比べ、それを上回る教育費を支出しているのか、はたまた、下回る教育費を支出しているのかということを比較すれば、規模の効果に囚われずに済む。しかし、標準的な活動を明確にすることは非常に困難であり、ここでは、この標準的な活動を地方交付税の算定時に使用される基準財政需要額に読み替え、分析を行うこととする。

この基準財政需要額については、先行研究においても分析の際に使用されることがあっ

たが、これまでは財政調整制度の効果を測定する目的¹での使用等、平等を測定する指標としては使用されていない。

また、例えば、川瀬が言うように「この制度による交付金は、自治体固有の一般財源でありながら、財政需要の算定方法や配分方法がきわめて複雑であり、またそれを決める権利を総務省が有しているために自治権がなく、財政需要の算定・配分過程に自治体の実情や意思が反映されないことである（川瀬 2006）。このため、国の政策が優先的に反映されてしまい、仮に国家的必要最低行政水準は確保できても、必ずしもシビル・ミニマムや国民的必要最低行政水準が維持されているとはかぎらない。」といった問題があり、当然、統廃合等が進み、学校数自体が減れば、測定される財政需要自体も減額されるため、統廃合等の問題に直接対応出来るものではない。

しかし、このような問題が指摘されているとは言え、算定上、様々な形で地域性も考慮されており、各行政活動について詳細に算定されているため、基準財政需要額を使用することには現状として一定の有用性を持つ。そのためここでは、この基準財政需要額を標準的な活動と読み替え、この基準財政需要額と実支出額との関係をもって教育費の多寡とする。

比較の基準としては、単なる額の多寡で比較するのではなく、標準的な活動に対して、どの程度の活動が行われているのかということがここでは判断される必要があるため、基準財政需要額に対する実支出額の比率をもって地方間の比較を行うこととした。以下では、上記の指標を用い、実際のデータ分析を行っていく。

Ⅱ 都道府県及び市町村間における義務教育費支出の差異

まずは、文部科学省の「地方教育費調査」のデータを用い、上記の分析指標である都道府県別の基準財政需要額に対する実支出額の比率のグラフを 1965 年度以降 5 年度毎に 2005 年度分まで作成し、地方間のバラつきについて検討を行った。（苅谷 2009）での分析結果と比較するためには、同じく 1955 年以降 5 年毎のデータを扱うことが望ましいが、基準財政需要額と対応したデータについて都道府県と市町村を区別したものは 1958 年度会計からであり、他のデータとの関係も考慮して、1965 年から検討を行っている。また、それぞれの年度において、都道府県支出分と市町村支出分の「建築費を含む」教育費と「建築費を除く」教育費の 2 つのパターンに分けて行った。

【図 1】～【図 5】は、1965 年から 2005 年の都道府県支出分の小学校費のデータを表したグラフである。グラフの縦軸には基準財政需要額に対する実支出額の比率をとり、横軸には各自治体の値をとっている。このグラフを見れば、多少の動きはあるものの、どの都道府県でも概ね 1 以上の値を示しながら、「建築費を含む」教育費も「建築費を除く」教育費も比較的に直線的なグラフへと変化している。また、他年度及び中学校費についても同様の操作を行った結果、同様の結果が得られた。

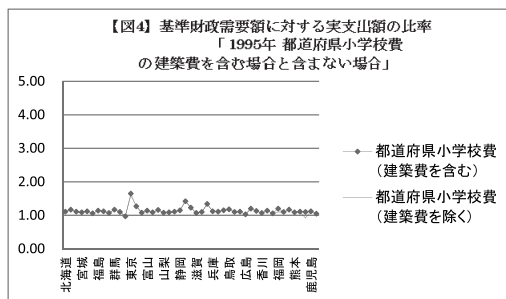
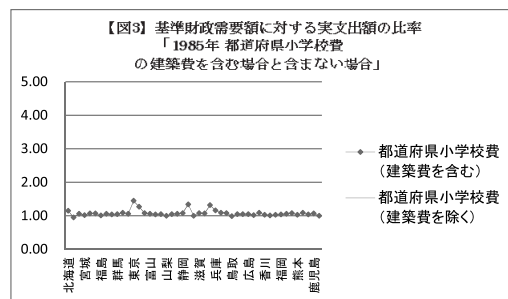
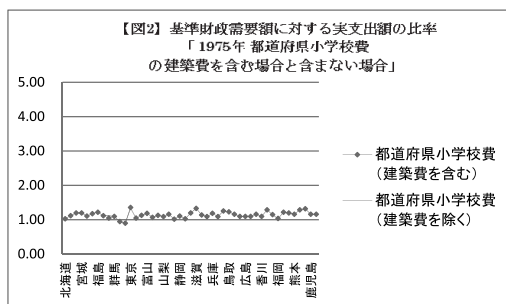
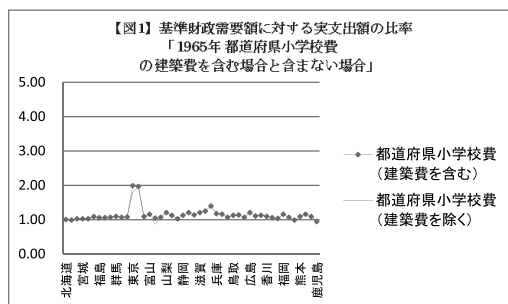
一方、【図 6】～【図 10】は、同じく 1965 年から 2005 年の市町村の支出分の小学校費

¹ 林（1972）において、林は基準財政需要額を用いて交付税制度の財源保障率を分析している。

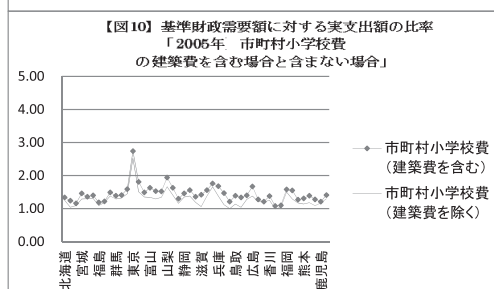
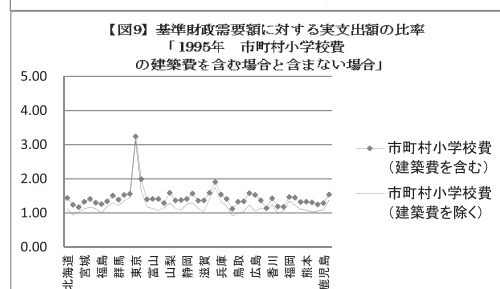
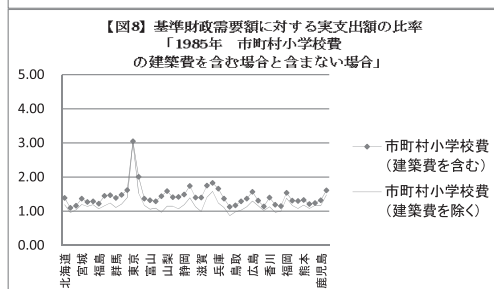
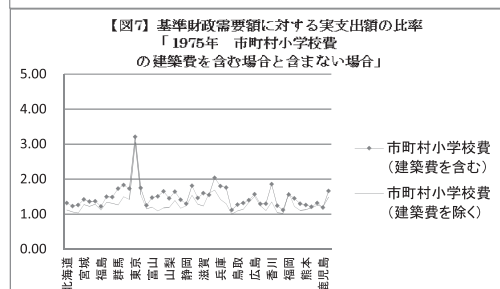
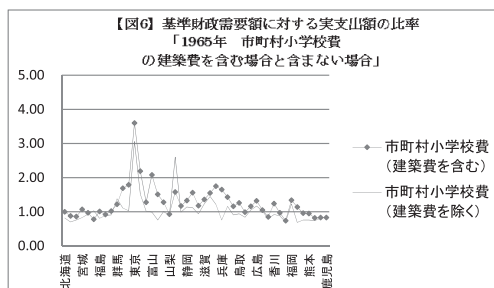
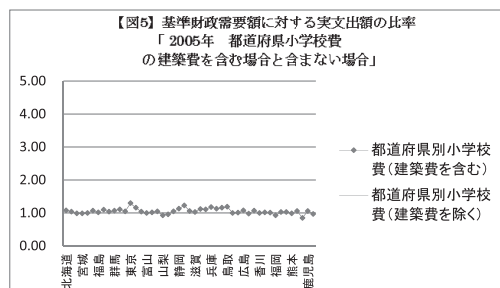
のデータを表したグラフであり、こちらも概ね 1 以上の値を示しているものの、都道府県の場合とは違い、常に活発に波打っており、地方間にバラつきがあることがうかがえる。なお、他年度及び中学校費についても同様の操作を行ったところ、同様の結果が得られたことから、小学校費についても中学校費についても市町村支出分の方が、都道府県の支出分に比べて地方間にバラつきがある可能性が高いことがわかる。

しかし、このグラフの結果だけでは、市町村支出分の方が都道府県の支出分に比べ、地方間にバラつきがあるかどうかの確証にはならない。つまり、都道府県支出分は市町村支出分に比べ全体的に基準財政需要額に近い値を示しており一見変化が少ないように見えるが、これは市町村支出分の対基準財政需要額の比率に比べ、都道府県支出分の対基準財政需要額の比率が小さいだけで、地方間の値のバラつきの程度については定かではない。そのため、ここでは、(伊藤 1965) でも使われていた変異係数²を用い、どちらの方が値にバラつきがあるのかを確かめることとした。これらのバラつきを示したのが【表 1】・【表 2】である。一部の例外を除いて、概ね、どの年度においても市町村支出分の方が高い値を示していることから、市町村支出分の教育費の方が地方間にバラつきがあることがわかる。

以上のことから、どの地方においても標準的な教育費を満たしながらもその程度にはバラつきが確認された。また、都道府県の支出分に比べ市町村支出分にはバラつきがあり、しかもそのバラつきは対基準財政需要額において都道府県支出金の比率に比べ大きい値であることがわかった。このように、今回対象としている人件費以外の教育費を支出している市町村教育費には、地方間のバラつきがみてとれた。この市町村支出分の教育費におけるバラつきについて、さらに詳しく分析を進めることとする。



² 伊藤 (1965) では、変動係数とされているが同じものであり、標準偏差を平均で除し、パーセンテージに直したものである。荻谷 (2009) の説明を借りれば、「平均値の違いによらず、散らばりの程度を相対的に示す」ためのものである。



【表1】小学校の基準財政需要額と実支出額の比較結果の変異係数

	都道府県(建築費を含む)教育費	都道府県(建築費を除く)教育費	市町村(建築費を含む)教育費	市町村(建築費を除く)教育費
1960年	18.3%	22.4%	24.9%	21.9%
1965年	17.2%	16.2%	38.6%	41.6%
1970年	9.2%	7.1%	30.8%	27.4%
1975年	8.2%	8.0%	22.4%	23.9%
1980年	7.1%	7.1%	18.2%	22.3%
1985年	9.4%	9.3%	21.5%	25.9%
1990年	8.6%	8.4%	24.7%	28.0%
1995年	8.6%	8.4%	21.9%	26.9%
2000年	8.0%	6.4%	19.5%	20.9%
2005年	7.7%	7.6%	18.4%	18.7%

【表2】中学校の基準財政需要額と実支出額の比較結果の変異係数

	都道府県(建築費を含む)教育費	都道府県(建築費を除く)教育費	市町村(建築費を含む)教育費	市町村(建築費を除く)教育費
1960年	29.2%	48.6%	29.3%	22.1%
1965年	17.4%	16.6%	28.6%	30.3%
1970年	10.2%	8.5%	32.4%	29.0%
1975年	8.5%	8.4%	24.5%	24.2%
1980年	22.9%	22.9%	17.7%	23.3%
1985年	7.4%	6.9%	17.9%	23.7%
1990年	7.8%	7.6%	22.2%	25.5%
1995年	8.6%	8.3%	19.8%	25.8%
2000年	6.6%	6.1%	18.1%	19.8%
2005年	8.3%	8.1%	19.9%	19.9%

Ⅲ市町村教育費の分析（建築費以外）

1 文部科学省データによる分析

上記の通り、本節では、前節でみた市町村が支出した教育費のバラつきについての分析を行う。なお、前節において示した値は、「建築費を含む」教育費と「建築費を除く」教育費とがあったが、ここではまず「建築費を除く」教育費についての検討を行う。

このバラつきの性格をみるために、ここでは、苅谷が都道府県別の一人当たり教育費と財政力指数の相関関係によって分析を進めたことに倣い、先ほども取り扱った基準財政需

要額に対する市町村支出分の教育費の比率と市町村の財政力指数との相関関係をみていく（荻谷 2009）。

なお、ここでは、市町村が支出する教育費に対応させるために都道府県別の市町村財政力指数を用いたが、東京都内の市町村の財政力指数については、特別区分の比較可能な指標がない³ために東京の値が実際とは乖離してしまう。そのため、ここでは東京のみ都の値を代用している。

また、分析においては、都道府県別の市町村財政力指数のデータが必要であるため、1975年以降については、総務省の「市町村別決算状況調」を使用し、1965年及び1970年については、総務省の『地方財政統計年報』の決算データを用い、算出した。

1965年から2005年までの小学校費の場合、基準財政需要額に対する実支出額の比率と財政力指数とは常に正の相関関係にあった。また、中学校費についても同様の操作を行ったところ、中学校費の場合も小学校費の場合と同様に、財政力と常に正の相関関係にあることがわかった。その相関係数を年度毎に（小学：中学）の順に示していけば、以下の通りである。1965年度（0.588：0.626）、1970年度（0.825：0.826）、1975年度（0.797：0.712）、1980年度（0.742：0.649）、1985年度（0.664：0.523）、1990年度（0.819：0.689）、1995年度（0.708：0.599）、2000年度（0.613：0.454）、2005年度（0.686：0.574）である。

つまり、財政力が強い市町村ほど、小学校費でも中学校費でも「建築費を除く」教育費が財政力の弱い市町村に比べ多く支出される傾向を示しており、「建築費を除く」教育費の多寡が自治体の財政力によって左右されてきたわけである。しかし、前節で確認したことと合わせれば、どの地方の値も対基準財政需要額で概ね1以上を示していることから、それらのバラつきは標準的な活動を満たした上でのことということになる。そのため、財政力によるこの違いを教育財政の地方間格差とするかには疑問が残る。

また、千葉県内の自治体における教育財政分析を行った井下田は、千葉県内の自治体の基準財政需要額に対する充足率を示し以下のように述べている（井下田 2003）。「千葉県の九十九里海岸部の山武地域の自治体の場合、2000年度では僅か1自治体のみが基準財政需要額を満たしており、年度によって達しているのは校舎建築などの単年度の特種要因を含んでのことである。」つまり、本稿の分析結果であるどの地方でも概ね基準財政需要額を満たしているという傾向と井下田が描き出した実支出額が基準財政需要額を満たしていない地方の姿とは矛盾が生じる。次節では何故、このような矛盾が起こってしまうのか。また、どの地方でも標準的な活動は満たされており、財政力による教育費の違いは標準的な活動を満たした上での違いと言えるのかについて検討を行う。

2 総務省データによる分析

（1）データの取り扱い

本節では、前節で述べたように何故、本研究でこれまでにを行った分析結果と上記の井下田による先行研究や一般的に厳しい財政状況が語られることの多い地方の姿との間に矛盾

³ 財政力指数とは、通常、各地方公共団体の基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値で表わされるが、東京都の場合、地方交付税法上の特例として、基準財政収入額と基準財政需要額を都と特別区で合算して算出するため個別のものは存在しない。

が起ってしまったのか、また、どの地方でも標準的な活動は満たされており、財政力による教育費の違いは標準的な活動を満たした上での違いと言えるのかについて検討を行う。

まず、先述の先行研究との矛盾についてであるが、この問題については、その要因を取り扱ったデータの違いに求めることが出来る。前出の井下田では、自治体の教育費と基準財政需要額との対比が行われている。このような自治体の決算内容をまとめたものに総務省の「決算状況調」がある。

しかし、本研究で取り扱った文部科学省「地方教育費調査」は、総務省「決算状況調」とは次の点で異なっている。

文部科学省「地方教育費調査」によれば、総務省「決算状況調」の目的別歳出決算額の教育費には含まれているが、「地方教育費調査」に含まれていないものとして以下の5点がある。①私立学校に対する補助金②公立大学・短期大学への支出経費③積立金・貸付金等④幼稚園就園奨励費補助金⑤給食費である。また、それとは逆に、総務省「決算状況調」の目的別歳出決算額の教育費には含まれていないが「地方教育費調査」に含まれるものについても以下の5点があるとしている。①債務償還費（公債費）②他省庁・他部局からの補助金③教育施設の火災保険料④災害復旧費⑤教育委員会事務局庁舎維持費であり、これらの違いが分析の結果の違いに影響しているものと思われる。そのため、「決算状況調」を利用し、先に行った分析と同様の操作を行うことが出来れば最善であるが、「決算状況調」では町村分の目的別歳出決算額のデータ収録が2007年度から行われるようになったものの他の年度のものは見当たらないため、先の分析結果との比較は難しい。

そこで、同一の決算データを収録した総務省の『地方財政統計年報』を用いて以下の操作を行い、先に使用した文部科学省の「地方教育費調査」に対応した名目上の「決算状況調」のデータとすることとした。⁴まず、「地方教育費調査」における「建築費を含む」教育費に対応するデータとしては、『地方財政統計年報』における教育費の決算データをそのまま使用した。

また「地方教育費調査」における「建築費を除く」教育費に対応するデータについてであるが、そもそも、「地方教育費調査」における当該データは、先の「建築費を含む」教育費から資本的支出中の土地費と建築費、そして債務償還費を除いたものである。それに合わせて、ここでは、建築に関する負担を基本的には基礎自治体のものとし、もともと債務償還費が含まれない『地方財政統計年報』の決算データから「地方教育費調査」の土地費と建築費を除いた値を充てることとした。

(2) データの分析

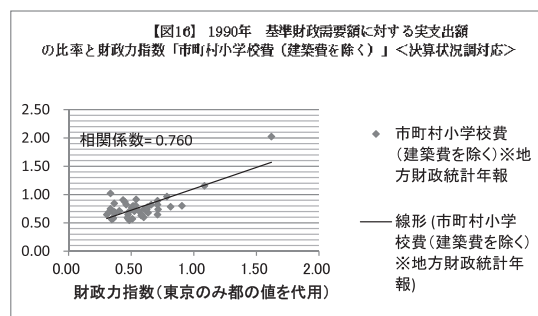
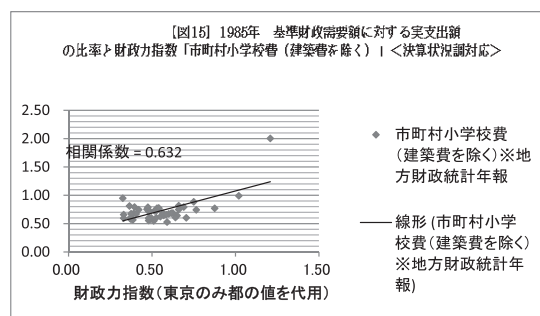
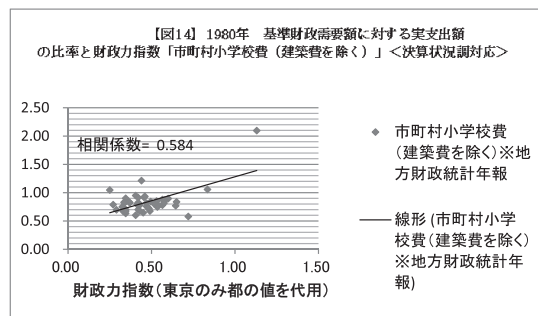
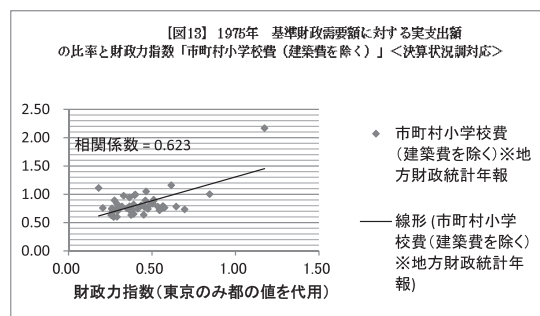
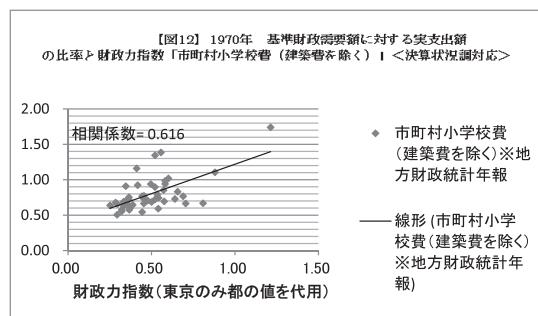
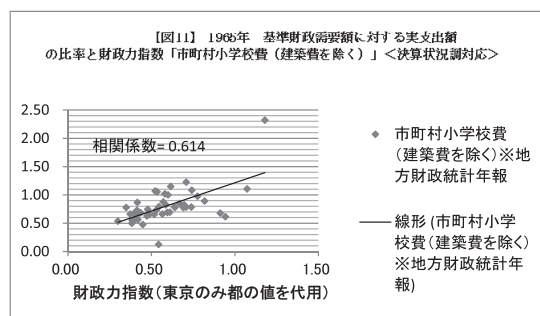
次に上記の操作によって得られたデータを用い、財政力指数との関係についても分析したところ以下のような結果が得られた。【図11】～【図19】は、1965年から2005年にかけての「建築費を除く」教育費小学校教育費の市町村財政力指数との相関関係をそれぞれ表したグラフである。グラフの縦軸には、基準財政需要額に対する実支出額の比率をとり、横軸には財政力指数をとっている。これらのグラフから明らかなように、「決算状況調」の

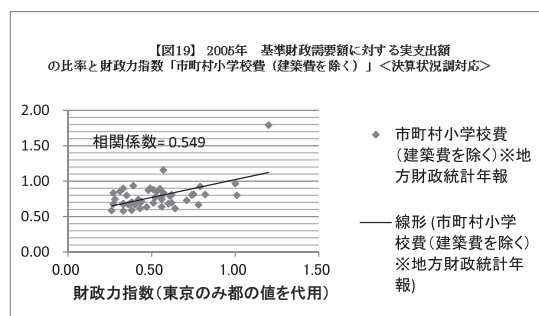
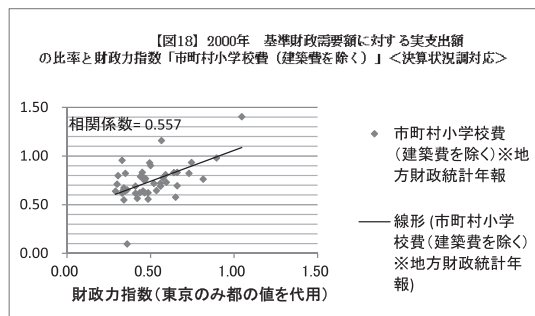
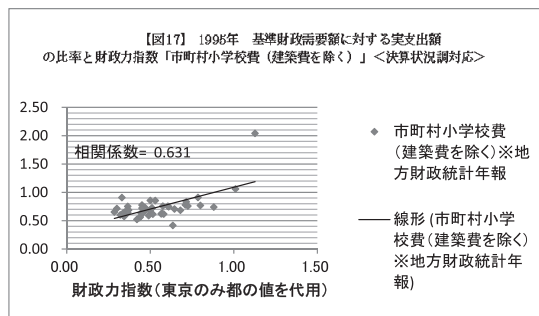
⁴ なお、本稿では、上記のように建築に関する支出を基本的に基礎自治体のものと見做して分析を行っているため、算出される筈のない値が算出された（建築費及び土地費の値が建築費を含む教育費よりも大きいためにマイナス値が算出された）場合については、その値を取り除いている。

小学校費の場合、基準財政需要額に対する実支出額の比率と市町村財政力指数とは正の相関関係にあることがわかる。また、中学校費についても同様の操作を行ったところ、ほぼ同じ結果となった。その相関係数について、年度毎に（小学：中学）の順に示していけば、以下の通りである。1965年度（0.614：0.568）、1970年度（0.616：0.689）、1975年度（0.623：0.679）、1980年度（0.584：0.600）、1985年度（0.632：0.487）、1990年度（0.760：0.661）、1995年度（0.631：0.435）、2000年度（0.557：0.531）、2005年度（0.549：0.559）である。

以上の結果から、財政力の差異によって必要な教育費を上回って支出している自治体と必要な分の教育費も十分には支出していない自治体があることがわかった。

特に、その影響を強く受けているのは、建築費以外の教育費であり、その多くは、各学校への配当予算等となって支出されていく。





IV市町村教育費の分析（建築費）

ここでは、これまで取り扱わなかった市町村の支出する教育費中の建築費について検討する。

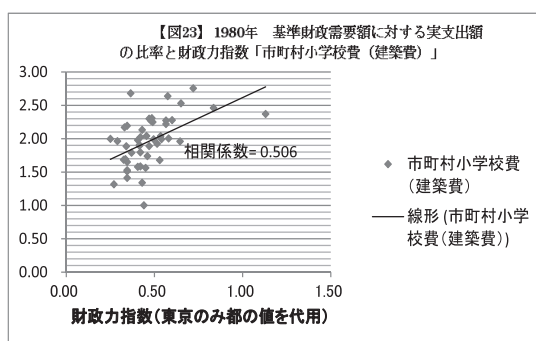
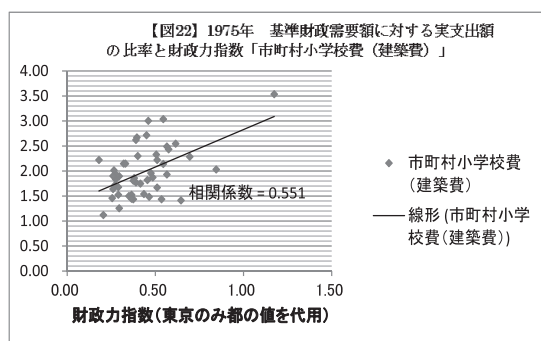
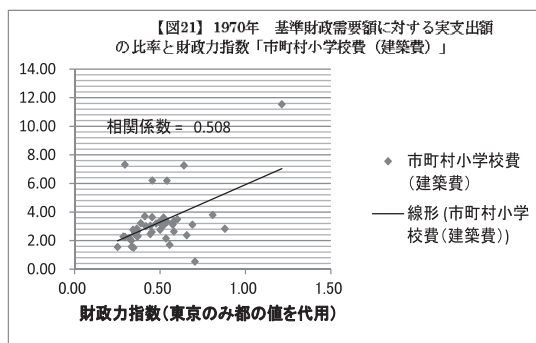
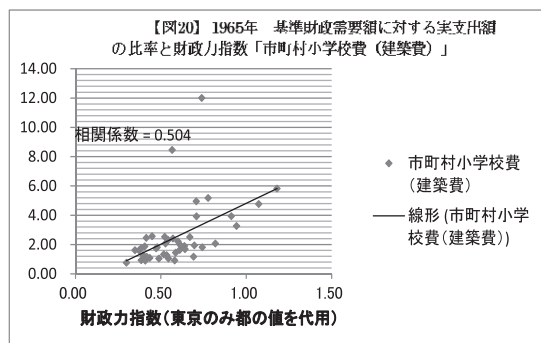
建築費と財政力との関係については、林が、人件費を中心とした都道府県教育費が財政力と正の相関関係にある一方で、市町村教育費の場合には時折、財政力との関係が見えにくくなることの要因として、財政力とは関係のないところで需要が高まる建築費が市町村教育費の重要な位置を占めるためであるとして次のように述べている（林 1972）。「ただ市町村の場合、ときには財政力とは一応独立に遂行せねばならぬ臨時的性質の建築費が重要な部分をなしているため、都道府県が給与費のような恒常的経費を中心として比較的に財政力をストレートに反映しているのにくらべれば、攪乱的な要因をもっており、したがって、財政力との相関が多少低くなっているのが特徴である。」このように林は、建築費を、財政力とは関係のないところで需要が高まる臨時的なものとしているが、林の分析は、短期的な時間軸の下で行われているため、改めて、長期的データを用い検討を行い検証を進める。なお、「地方教育費調査」には、市町村の建築費の実支出額及び建築費の基準財政需要額のデータがないため、第一節で使用した「建築費を含む」教育費から「建築費を除く」教育費を引き、その差をもって建築費とした⁵。

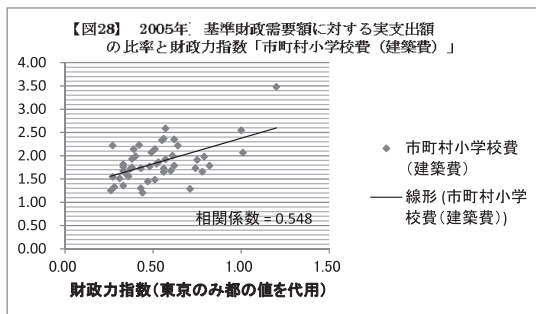
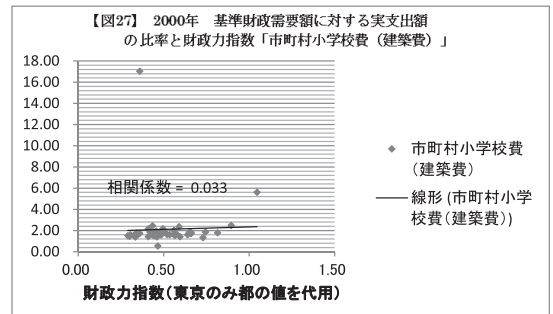
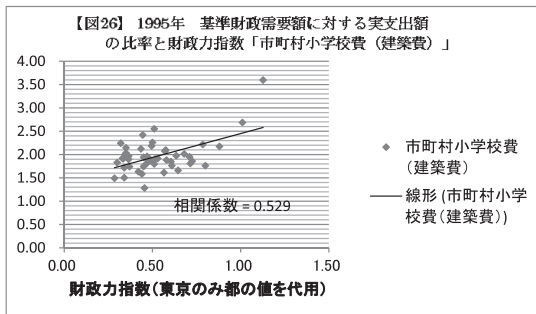
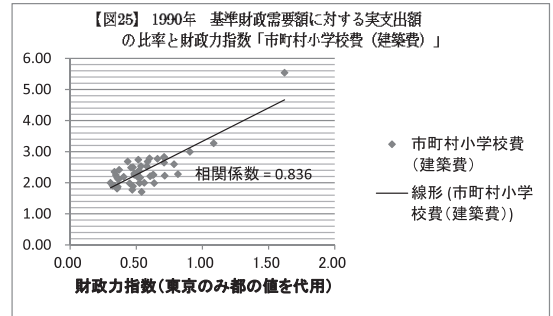
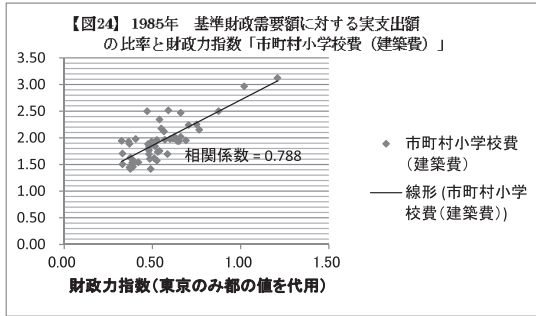
1 建築費と財政力指数

⁵ 「建築費を含む」教育費に対応した基準財政需要額と「建築費を除く」教育費に対応した基準財政需要額が同額のため、建築費に対応した基準財政需要額がゼロの値を示してしまい、建築費の多寡を基準財政需要額をもって算出出来ない場合等は除いて分析を行っている。

【図 20】～【図 28】は、1965 年から 2005 年にかけての基準財政需要額に対する小学校の建築費の実支出額の比率と財政力指数の相関関係を示したグラフであるが、2000 年度を除けば、どの年度でも強い正の相関関係であることがわかる。なお、2000 年度については、正の相関関係にあるとは言い難い結果であるが、これは単年度のみの結果であり、長期時系列でみれば、(林 1972)の指摘とは違い、小学校費の建築費と財政力とは、正の相関関係にある。中学校の建築費についても同様の操作を行ったところ、同様の結果が得られた。

その相関係数について、年度毎に（小学：中学）の順に示していけば、以下の通りである。1965 年度（0.504：0.292）、1970 年度（0.643：0.508）、1975 年度（0.551：0.354）、1980 年度（0.523：0.506）、1985 年度（0.788：0.476）、1990 年度（0.836：0.605）、1995 年度（0.529：0.125）、2000 年度（0.033：0.447）、2005 年度（0.548：0.452）となる。この建築費は、概ね基準財政需要額に対する比率が 1 以上のところを示しているため、本稿の規定では格差とは言えない。しかし、建築費が他の教育費に比べ遙かに大きいため、財政力の差異が教育財政上大きな不均衡を生んでいることは重要な問題である。





2 建築費中の補助金の割合と財政力指数

先の分析結果から建築費についても財政力によって規定されていることがわかった。では、このように建築費が財政力によって規定されていくなかで、地方間の格差は是正されず放置されてきたのか。このことを明らかにするため、以下では建築費に占める国からの補助金の割合と財政力との関係についての検討を行うために次の操作を行った。まず、「地方教育費調査」のデータを用いて、各年度の資本的支出の総額に占める建築費の割合を算出した。その割合を（小学：中学）の順に示していけば次の通りである。1965年度の場合（73%：71%）、1970年度の場合（66%：63%）、1975年度の場合（65%：59%）、1980年度の場合（74%：69%）、1985年度の場合（74%：61%）、1990年度の場合（73%：71%）、1995年度の場合（74%：76%）、2000年度の場合（77%：77%）、2005年度の場合（81%：80%）であり、建築費を（建築費＋土地費）としてみれば、1965年度の場合（82%：80%）、1970年度の場合（87%：84%）、1975年度の場合（91%：90%）、1980年度の場合（92%：92%）、1985年度の場合（89%：93%）、1990年度の場合（90%：88%）、1995年度の場合

(89% : 88%)、2000 年度の場合 (85% : 85%)、2005 年度の場合 (88% : 88%) にもなる。そのため、資本的支出のほとんどが建築費である。そのため、便宜上「地方教育費調査」の財源別教育費中の資本的支出の地方債・寄付金以外の公費の合計を建築費とし、同財源別教育費中に記載されている資本的支出中の国庫補助金⁶がその中に占める割合を算出した。

【図 29】～【図 37】は、1965 年から 2005 年にかけての小学校の建築費の実支出額に占める国庫補助金の割合と財政力指数の相関関係を示したグラフである。これらのグラフから、どの年度でも負の相関関係であることがわかる。なお、中学校の建築費についても同様の操作を行ったところ、同様の結果が得られた。その相関係数について、年度毎に（小学：中学）の順に示していけば、以下の通りである。1965 年度（-0.593 : -0.627）、1970 年度（-0.667 : -0.678）、1975 年度（-0.443 : -0.239）、1980 年度（-0.632 : -0.413）、1985 年度（-0.797 : -0.551）、1990 年度（-0.669 : -0.641）、1995 年度（-0.658 : -0.447）、2000 年度（-0.440 : -0.344）、2005 年度（-0.435 : -0.367）となり、補助金の割合が財政力に左右されていることがわかる。

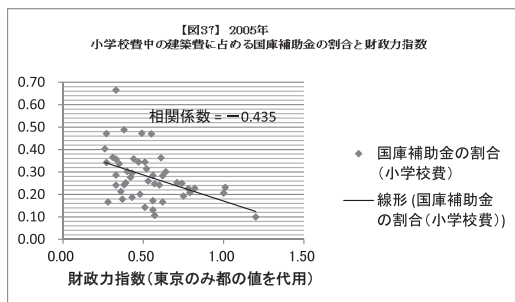
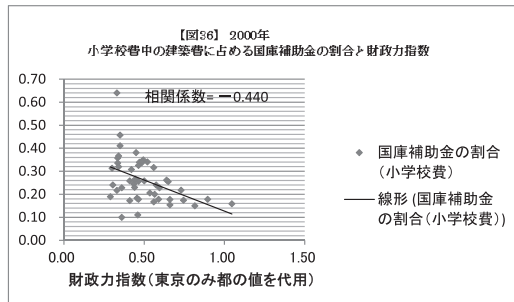
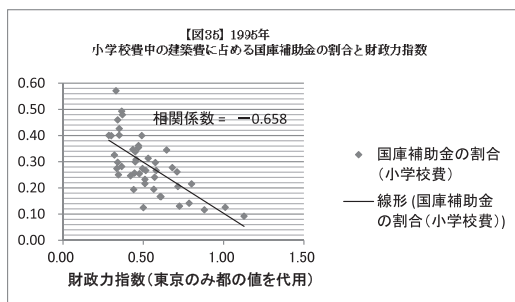
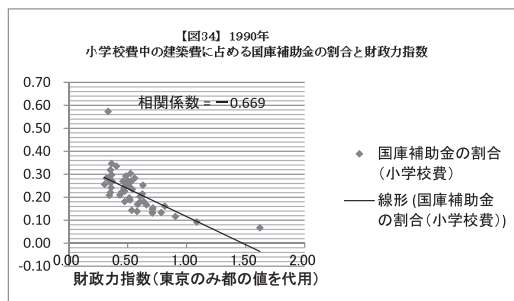
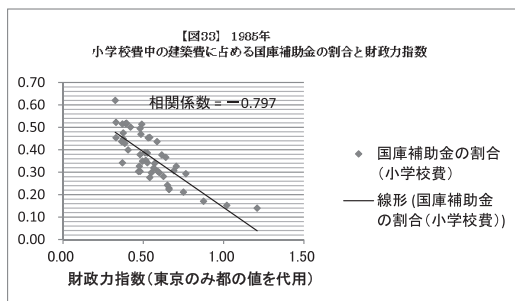
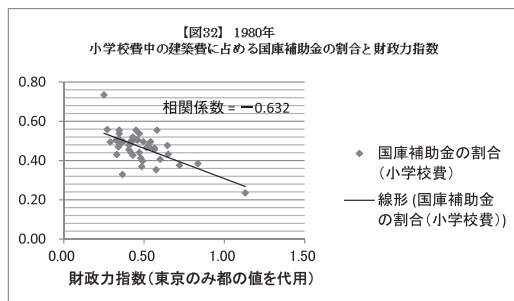
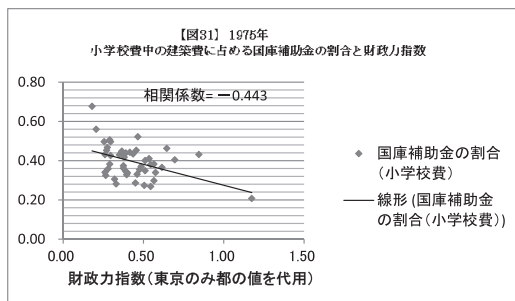
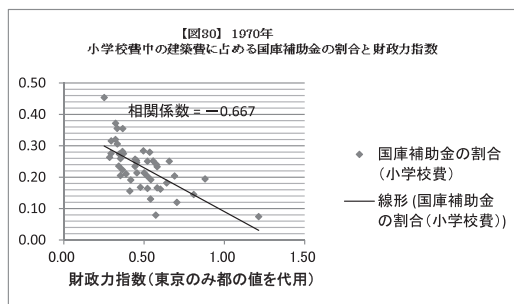
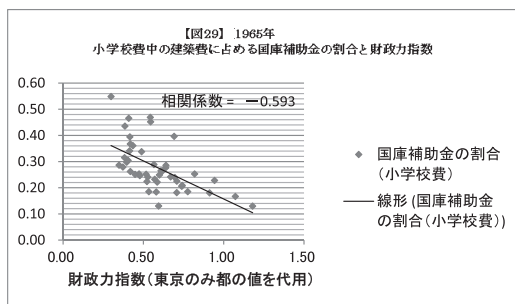
なお、補助金の制度上、財政力指数が 1 以上の裕福な自治体は必然的に補助金の割合が下げられることがある⁷ため、その影響も考慮し、それらの団体を除いて同様の操作を行ったが、ほぼ同様の結果となった。その相関係数についても、年度毎に（小学：中学）の順に示していけば、以下の通りである。1965 年度（-0.540 : -0.556）、1970 年度（-0.628 : -0.671）、1975 年度（-0.320 : -0.153）、1980 年度（-0.489 : -0.364）、1985 年度（-0.772 : -0.526）、1990 年度（-0.668 : -0.632）、1995 年度（-0.601 : -0.346）、2000 年度（-0.424 : -0.309）、2005 年度（-0.370 : -0.312）となる。

以上のことから小学校費でも中学校費でもその建築費に対し、財政力の強い市町村に比べ財政力の弱い市町村の方に高い割合で補助金が投入されていることがわかった。各自治体の財政力の違いに対し、補助金投入という方法によってその均衡が図られようとしている。

しかし、建築費が財政力によって左右されているという建築費と財政力との相関分析の結果を踏まえれば、この補助金投入による財政不均衡の是正は十分に機能していない。建築費が多額になることを考えれば、この是正されないままの財政不均衡は大きな問題である。

⁶ 通常、国庫支出金のうち、国が地方公共団体と共同で行う事務に対して義務的に負担する国庫負担金、国が交付する国庫補助金、国からの委託事業に対する国庫委託金に分けられるが、地方教育費調査では、国庫補助金とは、「国が市町村に交付した補助金及び負担金等、文部科学省以外の省庁からの補助金を含む。」とされている。文部科学省 HP (http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/005/1281947.htm) 参照。

⁷ 例えば、公立学校施設法令研究会編『公立学校施設整備事務ハンドブック—平成 20 年—』第一法規株式会社、2008 によれば、大規模改造事業の場合、通常は国庫補助の算定割合が 1/3 となるが、財政力指数が 1 を超える豊かな都道府県又は市町村の設置するものについては、2/7 になってしまう。



V まとめ

本稿ではデータの制約上、都道府県支出分については各都道府県別のデータを、市町村支出分についても都道府県別データを使用したため、都道府県内における市町村間のバラつきには対応出来ていない。

しかし、本研究では、既存の分析指標である“一人当たり値”の限界を捉え、これまでほとんど検討されることのなかった市町村の教育財政について基準財政需要額を指標に分析を行うという新しい手法で地方間格差の実態を描き出そうとした。さらに我が国の教育財政について、義務教育費国庫負担法と標準法によって次第に教育費が財政力に左右されなくなり、教育財政の地域間格差が緩和され「面の平等」が進められていったとした苅谷が明らかにした人件費とは違い、財政力によって左右される教育費の姿を描き出すことができた。

まず、文部科学省の「地方教育費調査」のデータを用い、上記の分析指標である都道府県別の基準財政需要額に対する実支出額の比率のグラフを1965年度以降5年度毎に2005年度分まで作成し、地方間のバラつきについて検討を行った。その結果、どの地方においても標準的な教育費を満たしながらもその程度にはバラつきが確認された。また、都道府県の支出分に比べ市町村支出分にはバラつきがあり、しかもそのバラつきは対基準財政需要額において都道府県支出金の比率に比べ大きい値であることがわかった。このように、今回対象とした人件費以外の教育費を支出している市町村教育費には、地方間にバラつきがあることが明らかになった。

この市町村支出分の教育費におけるバラつきについて、その多寡と財政力との相関関係について分析を行ったところ、財政力が強い市町村ほど、小学校費でも中学校費でも「建築費を除く」教育費が財政力の弱い市町村に比べ多く支出される傾向を示しており、「建築費を除く」教育費の多寡が自治体の財政力によって左右されてきたことが明らかになった。しかし、前節で確認したことと合わせれば、どの地方の値も対基準財政需要額で概ね1以上を示していることから、それらのバラつきは標準的な活動を満たした上でのことになる。そのため、財政力によるこの違いを教育財政の地方間格差とするかには疑問が残った。

このような本研究の結果と井下田などの先行研究との矛盾から使用データの違いを明らかにし、総務省の「決算状況調」をもとに分析を行ったところ、地方間のバラつきについては、「地方教育費調査」の場合と同様に示すものの、そのバラつきは1を跨ぐかたちで生じており、標準的な活動費よりも多くの活動費を支出する自治体と標準的な活動費を下回って支出している自治体があることを明らかにした。また、この1を跨ぐかたちで地方間にみられるバラつきは、「建築費を含む」教育費よりも「建築費を除く」教育費の方に顕著であり、「建築費を除く」教育費では、多くの自治体で1を下回っていた。これは、建築費が相対的にそれ以外の教育費よりも値が大きいためにその他の教育費のバラつきを見えにくくしているためであり、建築費以外の教育費が十分に支出されているところと十分に支出されていないところがあることを明らかにした。

建築費については、林の財政力とは関係のないところで需要が高まるといった指摘とは違い、小学校費の建築費と財政力とは、正の相関関係にあり、概ね対基準財政需要額は満たしているものの、建築費が他の教育費に比べ遙かに大きいために財政力の差異によって

教育財政上大きな不均衡を生んでいることを明らかにした。

このような建築費の不均衡について、国からの補助金の割合と財政力との関係についての検討を行ったところ、小学校費でも中学校費でも財政力の強い市町村に比べ財政力の弱い市町村の方に高い割合で補助金が投入されていることがわかった。しかし、建築費が財政力によって左右されているという建築費と財政力との相関分析の結果を踏まえれば、この補助金投入による財政不均衡の是正は十分に機能していないことを指摘した。

以上のように、本研究では、我が国の教育財政について、義務教育費国庫負担法と標準法によって次第に教育費が財政力に左右されなくなり、教育財政の地域間格差が緩和され「面の平等」が進められていったとした苅谷が明らかにした人件費とは違い、財政力によって左右される教育費の姿を描き出すことができた。このような財政力によって教育費が左右される我が国の教育財政の姿は子どもたちにどのような影響を与えるのか。学校施設における施設マネジメントについて言及した（望月 2005）では、児童数の増加した時代に整備された全国の公立学校の老朽化が進行し、自治体に大きな負担として重くのしかかってくるのが次のように指摘されている。「公立学校の施設整備は、増加する児童等の数に比例して、昭和 50 年代に最も盛んに行われました。今日では、全国の公立小・中学校において築 20 年を経過した建物の保有面積は、公立小・中学校施設全体の約 72.9%にものぼります。平成 16 年度と 10 年前（平成 6 年度）を比較すると、建築後 20 年以上の延べ床面積が 1.4 倍に、建築後 30 年以上の延べ床面積が 3.4 倍に増加し、急速に老朽化が進んでいる状況です（図表 7 参照）。これらの施設の老朽化への対応のために、地方自治体には今後 5~10 年間で、膨大な改築・改修費用の負担が、重くのしかかってくることが予測されます。」

このような現状を考えれば、今後は、過疎地域だけでなく、地方の都市部においても学校建築に関わる財政負担の問題はますます深刻化してくる。しかし、本研究で明らかにしたように、実際に学校を運営している市町村間の財政力の多寡によってその教育活動は大きく左右される。その結果、財政問題を背景として財政的に豊かではない多くの市町村で大規模な学校統廃合が行われる可能性が高い。財政的な誘導ではなく、地域の教育環境を考慮した学校配置が行われるような新しい教育財政の制度設計が求められる。

確かに、苅谷が描き出したように「標準法の世界」では一定の平等を達成してきた。しかし、上記の通り、苅谷が描き出していない教育費についてはまだまだ地方間での違いがあり、市町村支出分の教育費では、教育費を十分に支出できる自治体と十分には支出できない自治体という格差が未だに残されている。教員配置が進展したからといって、決して義務教育費自体が十分に配分されているわけではなく、未だに教育費は財政力によって左右されるという不安定な状況にある。

これまでの教育財政研究については、植竹が、「教育財政」の成立」と「教育への「思い入れ」と教育財政聖域論・教育費優先論」という難問を抱えていること指摘している（植竹 2008）。

この植竹の指摘は今後の教育財政研究の発展に不可欠なものであると言えよう。特に、「教育への「思い入れ」と教育財政聖域論・教育費優先論」への指摘は重要であり、その弊害は大きい。本研究もこのようなこれまでの教育財政研究が地方間格差を明らかにしてこなかったことから出発している。

では、どのようにこの問題を乗り越えていけばよいのか。植竹は、今後の教育財政研究

の方向性を小川が示した「政策研究・政策科学的アプローチ」に求めている（小川 1996）。

確かに、小川の提案は隣接他領域との対話を志向しており、それまでの教育財政研究とは違った発展の方向性を示していると言えよう。

しかし、重要なことは、これまでの教育財政研究が詳細にその姿を描き出してこなかったことにある。実際の教育財政がどのような姿にあるかを明らかにしないまま他分野との対話を行うことはできない。今後は、本研究以上に様々なデータから詳細に教育財政の実態を描き出す研究が進められ、子どもたちにとってより良い教育環境の充実が図られることが重要である。

参考文献

- ・ 相澤英之『教育費—その諸問題』大蔵財務協会，1960
- ・ 青木宗明編『苦悩する農山村の財政学』公人社，2008
- ・ 浅羽隆史『格差是正の地方財政論—税源交換と環境譲与税による格差是正の提言—』同友館，2009
- ・ 伊ヶ崎暁生「国民の教育権と教育費」『国民教育』4号，1970
- ・ 伊ヶ崎暁生編『子どもの学習権と学校統廃合』労働旬報社，1973
- ・ 伊ヶ崎暁生「国民の教育権と教育財政」兼子仁・永井憲一・平原春好編『教育行政と教育法の理論』東京大学出版会，1974
- ・ 伊ヶ崎暁生「国と地方の教育財政制度の問題点—公教育主義の視点から—」『ジュリスト増刊総合特集』No. 10 有斐閣，1978
- ・ 伊ヶ崎暁生「低文教費政策とその克服」『国民教育』41号，1979
- ・ 伊ヶ崎暁生「財政再建政策と教育財政」『国民教育』45号，1980
- ・ 伊ヶ崎暁生・三輪定宣『教育費と教育財政』総合労働研究所，1980
- ・ 井下田猛『教育財政・予算分析の手引き』同盟出版サービス，2003
- ・ 市川昭午「教育財政研究の展開」市川昭午・皇晃之・高倉翔編『教育経済と教育財政学』（講座教育行政 5）協同出版，1978
- ・ 伊藤和衛『学校財政』有斐閣，1956
- ・ 伊藤和衛『教育の機会均等—義務教育費の財政分析を中心として—』世界書院，1965
- ・ 植竹丘『『教育財政学』成立への遠い道のり』『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』第27号，2008
- ・ 潮木守一「書評 市川昭午・林健久『教育財政』」日本教育社会学会編『教育社会学研究』第26号，1972
- ・ 臼井栄治・千早担・平野良明・乳井克憲「北海道の過疎化地域における教育課題」清修短期大学編『北海道生活研究』第1号，1981
- ・ 臼井栄治「地方教育財政の現状と課題」『駒沢大学経済学論集』第28巻第1号，1996
- ・ 海老原治善「安上がりで貰かれた文教財政」『エコノミスト』2038号，1974
- ・ 大田直子「義務教育費国庫負担法における『教育の機会均等』と『教育の地方自治』」『東京大学教育学部紀要』第30巻，1991
- ・ 岡田知弘『地域づくりの経済学入門』自治体研究社，2005

- ・ 小川正人「教育財政研究に関する若干の考察—「教育権」理論の教育財政研究をめぐって—」平原春好編『教育と教育基本法』勁草書房，1996
- ・ 小川正人編『教育財政の政策と法制度—教育財政入門—』エイデル研究所，1996
- ・ 小川正人「義務教育費国庫負担金改革の争点と分権型教育行財政システムの構想」『日本教育政策学会年報』第13号，2006
- ・ 荻谷剛彦「少子高齢化時代における教育格差の将来像 義務教育を通じた再配分のゆくえ」白波瀬佐和子編『変化する社会の不平等：少子高齢化にひそむ格差』東京大学出版会，2006
- ・ 荻谷剛彦「人口と教育の未来【少子高齢化とパーヘッドの思想】」『学芸総合誌 環 【歴史・環境・文明】』vol.26，藤原書店，2006
- ・ 川瀬憲子「国と地方間の財政関係」宮本憲一・遠藤宏一『勁草テキスト・セレクション セミナー現代地方財政Ⅰ 「地域共同社会」再生の政治経済学』勁草書房，2006
- ・ 鷹咲子「子どもの貧困と就学援助制度～国庫補助制度廃止で顕在化した自治体間格差～」参議院企画調査室『経済のプリズム』No.65，2009
- ・ 教育再生会議 2007 年 11 月 1 日資料
(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/goudoubunka/dai1/siryou3_2.pdf)
- ・ 清原正義『教職員給与費負担構造に関する比較研究』2004～2005 年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書（研究課題番号 16530519）
- ・ 日下部眞一「地域経済格差の正しい理解のために（1）行政投資は地域力を高めるのに有効か？」日本統計協会『統計』第54巻第1号，2003
- ・ 経済能力開発機構編『図表でみる教育 OECD インディケーター（2006年版）』明石書店，2006
- ・ 経済能力開発機構編『図表でみる教育 OECD インディケーター（2009年版）』明石書店，2009
- ・ 栗田但馬『過疎自治体財政の研究』自治体研究社，2006
- ・ 公立学校施設法令研究会編『公立学校施設整備事務ハンドブック—平成 20 年—』第一法規株式会社，2008
- ・ 小林康雄『地方自治土曜講座ブックレットNo.45 農業を基軸としたまちづくり』公人の友社，1999
- ・ 財務省主計局「文教予算関係説明資料」2008 年 5 月 21 日 財政制度等審議会財政制度分科会財政構造改革部会資料
(<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryou/zaiseib190521.htm>)
- ・ 島恭彦『現代地方財政論』有斐閣，1951（『島恭彦著作集』第4巻，有斐閣，1983に再録）
- ・ 重森暁編『財政分析からみた町村自治の可能性—大阪 11 町村の実態—』自治体研究社，2004
- ・ 四方理人「子どもの教育格差—教育費と高等教育への進学」樋口美雄・瀬古美喜・慶應義塾大学経商連携 21 世紀 COE 編『日本の家計行動のダイナミズム[Ⅲ]—経済格差変動の実態・要因・影響』慶應義塾大学出版会，2007
- ・ 白石裕『教育機会の平等と財政保障—アメリカ学校財政制度訴訟の動向と法理—』多賀出版株式会社，1996
- ・ 末富芳「教育財政学における教育費概念の理論的課題」神戸大学教育学会『研究論叢』第

- 13号, 2006
- ・ 末富芳「教育費負担の公私関係—量的拡大と変動—」『福岡教育大学紀要』第58号第4分冊, 2009
 - ・ 総務省 HP「地方公共団体の主要財政指標一覧」
(http://www.soumu.go.jp/iken/shihyo_ichiran.html)
 - ・ 高林喜久生『地域間格差の財政分析』有斐閣, 2005
 - ・ 高野良一「国民生活と教育費意識」柳ヶ瀬孝三・三上和夫編『教育費を見直す—教育改革への一視点』大月書店, 1986
 - ・ 高見茂「地方教育財政と学校予算」堀内孜編集代表『教育委員会の組織と機能と実態』(地方分権と教育委員会②), ぎょうせい, 2001
 - ・ 田中昌人『日本の高学費をどうするか』新日本出版社, 2005
 - ・ 玉井康之『北海道の学校と地域社会—農村小規模校の学校開放と地域教育構造—』東洋館出版社, 1996
 - ・ 玉井康之「義務教育費国庫負担制度の廃止問題とへき地・小規模校の統廃合問題 —へき地校の役割と地域教育・地域振興の現代的課題—」日本教育学会『教育学研究』第72巻第4号, 2005
 - ・ 玉井康之「義務教育費国庫負担制度の廃止問題とへき地・小規模校の果たす多面的役割」『子どもと地域の未来をひらくへき地・小規模校教育の可能性』教育新聞社, 2006
 - ・ 筒井一伸「縁辺地域における義務教育財政の特徴—島根県市町村中学校費を事例として—」経済地理学会『経済地理学年報』第48巻第1号, 2002
 - ・ 内藤誉三郎「教育財政の現状」『時事通信 内外教育版』1948年8月5日号
 - ・ 中田康彦「内閣における文部行政の位置—教育振興基本計画の策定過程をめぐって—」教育科学研究会編『教育』No.755 国土社
 - ・ 中西啓之「教育費財源は本当にないのか」『賃金と財政保障』No. 957, 労働旬報社, 1987
 - ・ 西村紀三郎「地方教育費分析」『駒沢大学経済学論集』第28巻第1号, 1996
 - ・ 日本マーケティング教育センター編『所得格差年報』, 1975, 1985, 1999, 2009
 - ・ 林健久「学制改革の財政基盤」市川昭午・林健久『教育財政』東京大学出版会, 1972
 - ・ 林健久「日本資本主義の復活と教育財政」同上
 - ・ 広井良典『持続可能な福祉社会—「もうひとつの日本」の構想』筑摩書房, 2006
 - ・ 保母武彦「農村の政策と財政」宮本憲一・遠藤宏一『勁草テキスト・セレクション セミナー現代地方財政Ⅰ 「地域共同社会」再生の政治経済学』勁草書房, 2006
 - ・ 三輪定宣「軍拡大予算と教育費削減」『国民教育』第56号, 労働旬報社, 1983
 - ・ 宮本憲一『地方自治の歴史と展望』自治体研究社, 1986
 - ・ 宮崎雅人「日本における地域間格差に関する一考察」財団法人日本都市センター『自治体における財政格差の諸相』2008
 - ・ 文部科学省「教育安心社会の実現に関する懇談会～教育費の在り方を考える～(第1回)配付資料」2009年5月23日
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/021/shiryo/1267794.htm)
 - ・ 持田信樹『地方分権の財政学—原点からの再構築』東京大学出版会, 2004
 - ・ 持田信樹『地方分権と財政調整制度 改革の国際的潮流』東京大学出版会, 2006

- ・ 望月伸一『～新たな自治体経営をめざして～公立学校の施設マネジメント戦略』ぎょうせい, 2005
- ・ 文部科学省『地方教育費調査教育行政調査報告書』各年度分
- ・ 安嶋彌『文教費概説』第一法規, 1965
- ・ 柳ヶ瀬孝三・三上和夫「教育費を見直すー教育改革への一視点」大月書店, 1986
- ・ 山本眞一「教育費の公財政支出の国際比較」文部省大臣官房情報処理課編『教育と情報』No.464, 第一法規出版, 1996
- ・ 山本裕詞「地方分権下の『教育の機会均等』に関する国家の責任ー地方財政措置による地方教育予算の実態に注目してー」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第57集第1号, 2008
- ・ 湯田伸一『知られざる就学援助ー驚愕の市町村格差ー』学事出版株式会社, 2009
- ・ 渡部昭男『日本標準ブックレット No.3 格差問題と「教育の機会均等」ー教育基本法[改正]をめぐり“隠された”争点ー』日本標準, 2006